

中国デザイン専門学校 同窓会 会則

第1章 総則

第1条

本会は「中国デザイン専門学校同窓会」と称する。

第2条

本会の普通会員は平田洋裁学園、平田デザインスクール及び中国デザイン専門学校の卒業生とする。

第3条

本会に次の特別会員をおく。

- 1.本校教職員の職にあった者
- 2.その他中国デザイン専門学校に関係ある者

第4条

本会の事務局は、岡山市船頭町 12 中国デザイン専門学校内におく。

第2章 目的および事業

第5条

本会は中国デザイン専門学校の発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第6条

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を必要に応じて行う。

- 1.中国デザイン専門学校の充実振興のために必要な事業
- 2.会員の研究会、講演会の開催
- 3.会員の親睦を図るための事業
- 4.刊行物の発行
- 5.その他、目的達成のために必要な事業

第3章 役員

第7条

本会に次の役員をおく。

- ・名誉会長 2名
- ・会長 1名
- ・副会長 若干名
- ・顧問 若干名
- ・役員 若干名
- ・監事 2名
- ・事務局長 1名
- ・事務局長補佐 1名
- ・会計 2名
- ・書記 2名
- ・名誉会長は学校法人第一平田学園理事長及び中国デザイン専門学校長を以ってこれにあてる。

第8条

役員は総会において選出し、その任期は2年とする。

ただし、重任をさまたげない。

第9条

役員の職務は次のとおりとする。

- 1.会長は会務を総理し、本会を代表する。
- 2.副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3.顧問は役員の相談に応ずる。
- 4.会計は会計事務にあたる。
- 5.監事は会計監査にあたり、その結果を総会に報告する。
- 6.書記は会長の命をうけ、会務に従事する。
- 7.役員は卒業年次から原則1名ずつ推薦し、本会の各事業の委員として事業を推進する。
- 8.事務局長は、母校及び会員との連絡、調整、会議の招集事務、その他本会の庶務をおこなう。
- 9.事務局長補佐は事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時はその職務を代行する。

第4章 会務

第10条

本会につきの機関をおく。

1.通常総会

年1回、会長が招集する。

2.臨時総会

必要時に開催する。

3.総会

役員選出、会則変更、予算決算の承認、その他の重要事項を決定する。

4.役員会

会長が招集し、重要な会務を審議する。

緊急の場合、役員会の議決をもって総会の議決にかえることができる。

第5章 会計

第11条

本会の経費

1.入会金および会費(終身会費10,000円)

2.寄附金品

3.事業に伴う収入

4.その他の収入

第12条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 支部

第13条

支部はその所在地の名により、中国デザイン専門学校同窓会某支部と称する。

附則

- ・本会則は昭和42年10月1日より実施する。
- ・本会則は昭和52年4月1日より一部変更実施する。
- ・本会則は昭和54年4月1日より一部変更実施する。
- ・本会則は昭和59年10月1日より一部変更実施する。
- ・本会則は平成8年4月1日より一部変更実施する。
- ・本会則は平成13年4月1日より一部変更実施する。
- ・本会則は平成19年4月1日より一部変更実施する。
- ・本会則は平成20年4月1日より一部変更実施する。
- ・本会則は平成27年4月1日より一部変更実施する。